

## 平成30年度12月補正予算(No.2)の概要

国の補正予算による国庫補助金を活用した空調設備未設置小学校26校分の空調設備の設置及び小中学校のフェンス等の再整備等に要する経費について計上するもの。また、平成31年度に実施予定であった道路工事及び公園施設の更新について、債務負担行為を設定し、事業の早期着工及び発注の平準化を図るもの並びに平成30年度で指定期間が終了する指定管理施設について、平成31年度以降の指定管理経費の債務負担行為を設定するもの

一般会計 総額 2,695,000千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
295,683,000	2,695,000	298,378,000	1,790,113	904,887

### \* 歳入予算

#### 内 容

1 国庫支出金	244,037	国庫補助金 国庫委託金	238,745 5,292
2 繰入金	81,924	基金繰入金	81,924
2 繰越金	904,887	前年度剰余金	904,887
3 市債	1,628,000	学校教育施設等整備事業債 学校教育施設等整備事業債(補正予算債) 一般単独事業債	271,000 1,828,500 70,500

### \* 歳出予算の主なもの

#### 主 な 内 容

1 空調設備整備事業 (繰越明許費設定)	1,664,000 [ 予算現額 432,300 繰越明許費設定額 2,096,300 ]	国の補正予算により新たに創設された「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、空調設備未設置の小学校26校に対して空調設備の設置を行うもの
2 小中学校その他整備事業	45,000	小中学校内のブロック塀について、国の補正予算により新たに創設された「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、フェンス等の再整備を行うもの
3 既存住宅・建築物耐震化促進事業	3,000	道路等に沿って設置された地震等により倒壊の危険性のあるブロック塀等について、撤去費用の一部を補助するもの

### \* 繰越明許費の設定

1 準用河川姥川改修事業 繰越額 70,000千円	入札不調により、工事を年度内に完成させることが困難となったもの
------------------------------	---------------------------------

\* 債務負担行為の設定

【追加】

道路維持管理計画事業		相模原市道路施設長寿命化修繕計画に基づき管理する道路のうち、平成31年度に実施予定であった箇所について、工事発注の平準化のため、平成30年度に前倒しして実施するもの
1 限度額	305,790千円（総額）	
期 間	平成30年度から平成31年度まで 20箇所	
公園施設長寿命化実施事業		相模原市公園施設長寿命化計画に基づき、平成31年度に実施予定であった公園施設の更新について、工事発注の平準化のため、平成30年度に前倒しして実施するもの
2 限度額	21,408千円（総額）	
期 間	平成30年度から平成31年度まで 4箇所	
指定管理経費		平成30年度で指定期間が終了する指定管理施設について、平成31年度以降の指定管理経費の債務負担行為を設定するもの
3 限度額	16,801,645千円（総額）	
期 間	平成30年度から平成35年度まで 47施設 平成30年度から平成33年度まで 1施設	
緑地等維持管理費		市管理緑地において、カシノナガキクイムシが媒介する「ナラ菌」によってコナラの集団枯死が発生したため、防除事業を行うもの
4 限度額	10,000千円（総額）	
期 間	平成30年度から平成31年度まで	
介護保険事業特別会計	総額	174,000千円

\* 歳出予算

1 国庫支出金返納金	163,100	国庫支出金及び県支出金の精算に伴い返納するもの
県支出金返納金	10,900	

## 【歳出予算の主なもの】

### 1 空調設備整備事業（1,664,000 千円） 繰越明許費設定 担当 学校施設課

国の補正予算により新たに創設された「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、空調設備未設置の小学校 26 校に対して空調設備の設置を行うもの

#### （1）対象小学校（26 校）

大野台中央、夢の丘、淵野辺東、新宿、中央、光が丘、陽光台、並木、弥栄、青葉、九沢、相原、当麻田、広陵、広田、湘南、串川、鳥屋、中野、津久井中央、千木良、内郷、桂北、藤野北、藤野、藤野南

### 2 小中学校その他整備事業（45,000 千円） 担当 学校施設課

小中学校内のブロック塀について、国の補正予算により新たに創設された「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、フェンス等の再整備を行うもの

#### （1）対象学校

##### ア ポールあて整備等（11 校 約 90m）

麻溝小、東林小、大野小、大沼小、鶴園小、双葉小、上溝小、清新小、光が丘小、並木小、上溝南小

##### イ フェンス整備等（6 校 約 190m）

緑台小、宮上小、内郷小、中野小、津久井中央小、藤野中

### 3 既存住宅・建築物耐震化促進事業（3,000 千円） 担当 建築・住まい政策課

道路等に沿って設置された地震等により倒壊の危険性のあるブロック塀等について、撤去費用の一部を補助するもの

#### （1）補助金の名称：ブロック塀等撤去費用補助金

（2）補助額：通学路、重点地区 撤去工事費の 3 / 4（上限 1 5 0 千円）  
その他一般地区 撤去工事費の 1 / 2（上限 1 0 0 千円）

（3）件数：2 0 件（通学路、重点地区）